



# 宮 崎 県 公 報

平成27年11月30日 (月曜日) 第 2747 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

- 指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (障がい福祉課) 1
- 有害興行の指定 (こども家庭課) 1

### 公 告

- クリーニング師試験の実施 (衛生管理課) 1
- 入会林野整備計画の認可 (山村・木材振興課) 2

- 砂利採取業務主任者試験の合格者 (産業振興課) 2
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (農村整備課) 2
- 県営土地改良事業に係る換地計画の策定 ( " ) 3
- 河川法に基づき河川区域内から除却した船舶の保管 (河川課) 3

### 選挙管理委員会告示

- 平成26年分の政治団体の収支報告書の要旨の公表 ( " ) 3

## 告 示

### 宮崎県告示第 729号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成27年11月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
むらすみ薬局	宮崎市	薬局	平成27年11月 1 日

### 宮崎県告示第 730号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎県条例第27号) 第14条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成27年11月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
27年-45	映画	スケベ研究室 絶倫強化計画	国沢組 <オーピー映画>	平成27年11月18日
27年-46	映画	後家さんの秘密 私、この色艶が好き!	坂本組 <新日本映像>	
27年-47	映画	特務課の罠 いたぶり牝囚人	関根組 <オーピー映画>	
27年-48	映画	あぶない不倫 奥さんの前で	深町組 <新東宝映画>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

## 公 告

クリーニング業法 (昭和25年法律第 207号) 第 7 条第 1 項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成27年11月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 1 試験の期日

平成28年 2 月17日 (水曜日)

### 2 試験の場所及び時間

#### (1) 学科試験

ア 場所 宮崎市佐土原町下那珂3621番地 田中屋ドライ  
イ 時間 午前10時30分から正午まで

#### (2) 実地試験

ア 場所 宮崎市佐土原町下那珂3621番地 田中屋ドライ  
イ 時間 午後 1 時から午後 5 時まで

### 3 試験科目

#### (1) 学科試験

- ア 公衆衛生及び衛生法規に関する知識
- イ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により、学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。）

5 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に試験手数料 7,200円に相当する額の宮崎県収入証紙を貼り、次に掲げる書類を添えて住所を管轄する保健所の長（県外居住者にあつては、宮崎県内の保健所の長）を経由して提出すること。

- (1) 履歴書（学歴を詳細に記入すること。）
- (2) 受験資格があることを証する書類（卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は厚生労働大臣の認定に係る認定書の写し等）
- (3) 写真（出願前6か月以内に撮影した正面、上半身、無帽で縦6センチメートル、横4センチメートルのもの）

6 受験願書の受付期間

平成28年1月4日（月曜日）から1月18日（月曜日）まで

7 その他

- (1) 宮崎県収入証紙には、消印しないこと。
- (2) 受験者は、試験当日午前10時までに試験会場に集合すること。
- (3) 合格者の発表は、平成28年2月29日（月曜日）午前9時から各願書提出先の保健所及び県ホームページにおいて行う。
- (4) 受験手続その他については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985（44）2628）に問い合わせること。

なお、文書による照会は、必ず返信用切手を同封すること。

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第11条第1項の規定により、次の入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可した。

平成27年11月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称

縦木尾入会林野整備組合

2 事務所の所在地

日之影町大字分城 628番地

3 代表者の住所及び氏名

日之影町大字分城 628番地  
 廣島 博憲

平成27年11月13日に実施した平成27年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

平成27年11月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、庄内土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年11月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	内村光春	都城市菓子野町 10141番地
理事	蔵満貞夫	都城市乙房町2948番地
理事	吉村嗣義	都城市庄内町7968番地
理事	釘村祐次	都城市乙房町1424番地口の1
理事	吉川辰男	都城市乙房町1646番地1
理事	福村修	都城市関之尾町5424番地
理事	坂元正孝	都城市関之尾町6989番地1
理事	大川原紀美生	都城市庄内町 12524番地
理事	鍋倉虎雄	都城市庄内町8595番地
理事	花村涼一	都城市菓子野町 11641番地
理事	長友博	都城市菓子野町 10721番地1
理事	坂之下昭二	都城市野々美谷町1390番地5
理事	常盤虎男	都城市野々美谷町2243番地3
理事	蔵満安紀	都城市山田町中霧島3041番地1
理事	浜田辰美	都城市山田町中霧島3430番地
理事	白谷道雄	都城市夏尾町6676番地3
監事	吉川純一郎	都城市野々美谷町1359番地
監事	新町政利	都城市乙房町4093番地口
監事	今村孝一	都城市菓子野町 10478番地1

（任期：平成31年11月6日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	内村光春	都城市菓子野町 10141番地
理事	蔵満貞夫	都城市乙房町2948番地
理事	細山田忠郎	都城市乙房町1687番地2

理事	吉川辰男	都城市乙房町1646番地1
理事	坂元正孝	都城市関之尾町6989番地1
理事	福村修	都城市関之尾町5424番地
理事	大川原紀美生	都城市庄内町12524番地
理事	吉村嗣義	都城市庄内町7968番地
理事	鍋倉虎雄	都城市庄内町8595番地
理事	花村涼一	都城市菓子野町11641番地
理事	長友博	都城市菓子野町10721番地1
理事	東五男	都城市野々美谷町2396番地1
理事	浜田辰美	都城市山田町中霧島3430番地
理事	藏満安紀	都城市山田町中霧島3041番地1
理事	坂之下昭二	都城市野々美谷町1390番地5
理事	出水薫	都城市夏尾町6933番地
監事	新田幸夫	都城市庄内町12511番地5
監事	新町政利	都城市乙房町4093番地口
監事	吉川純一郎	都城市野々美谷町1359番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、釘松地区丸岡換地区県営土地改良事業(小林市、県営畑地帯総合整備事業)に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年11月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成27年11月30日から平成28年1月4日まで

3 縦覧場所

小林市役所

4 その他

この公告に係る換地計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議の申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第4項の規定により次のとおり船舶を保管した。

平成27年11月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保管した船舶の形状

整理番号	船舶番号	船名	種類	長さ(m)	幅(m)	色	素材(船体)
1	なし	不明	和船	5.67	1.60	白 (船内緑)	FRP
2	なし	不明	和船	3.67	1.40	黄 (船内白)	FRP

2 保管した船舶の放置されていた場所及び当該船舶を除却した日時

(1) 保管した船舶の放置されていた場所

宮崎市大字赤江字飛江田1432番31地先

(2) 当該船舶を除却した日時

平成27年10月26日午後3時

3 当該船舶の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 当該船舶の保管を始めた日時

平成27年10月26日午後3時

(2) 保管の場所

宮崎市大字赤江字飛江田1432番52地先

4 当該船舶の保管の期間

平成27年10月26日から平成28年4月26日までの日

ただし、平成28年1月27日までに船舶の引取りがない場合には、河川法第75条第6項又は第7項の規定により、当該船舶を売却してその代金を保管し、又は当該船舶を廃棄することができる。

5 本件に関する問合せ先

宮崎県県土整備部河川課水政担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985(26)7184

## 選挙管理委員会告示

### 宮崎県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の会計責任者から提出された平成26年分の収支報告書の要旨について、同法第20条第1項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成27年11月30日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤仁俊

--	--